

2月17日から

明るい笑顔で



小型特殊自動車の 範囲が改正

速度35km/h未満の農耕車
固定資産税から軽自動車税に

今年の1月1日から農耕トラクターなどの小型特殊自動車の範囲が下表のように改正されました。

これに伴い、今まで大型特殊自動車であった車の一部が小型特殊自動車へ移行、固定資産税から軽自動車税の対象となり、検査も不要となります。今後の登録、廃車、名義変更の手続きは役場で行います。

問合せ 役場税務課

☎④1211 内線143

新		旧	規格改正の概要
右記以外の特殊自動車	農耕作業用自動車	(一律に規定)	
4.7以下	制限なし	4.7以下	長さ (m)
1.7以下	制限なし	1.7以下	幅 (m)
2.8以下	制限なし	2以下	高さ (m)
15以下	35未満	15以下	最高速度 (km/h)
制限なし	制限なし	1.5以下	原動機総排気量 (ℓ)

■部が今回の改正部分

農耕作業用自動車とは、トラクター・乗用田植機・コンバインなどが該当



確定申告をする義務のない方でも、次のような場合は申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

①マイホームをローンで取得した場合

②多額の医療費を支払った

場合

③災害や盗難にあった時

④年の中途で退職し、再就職をしていない場合

◎2月17日以前でも税務署で受付けています。また、郵送による提出もできますのでお早めに。

◎申告書を早期に提出しても、源泉徴収票などの添付書類が足りなかったり記載内容に誤りなどがあったときは、還付金の支払いが遅れますので、ご注意ください。

こんな時は還付申告を

多額の医療費がかかった時

病气やけがで長期に入院した場合、その時の負担は大変なものがあります。所得税では、自分や親族のために支払った医療費が一定額を超えた場合には、200万円を限度として医療費控除を受けることができます。

◎控除を受けるための方法
確定申告書に「医療費控除の内訳書」と医療費に係る「領収書」を添付し、提出して下さい。

◎注意
①その年の1月1日から12月31日までに実際に支払ったものが対象です。
②病气などに伴って支払ったものでも対象とならな

《控除額の計算》

$$\text{医療費控除額} = (\text{その年に支払った医療費の総額} - \text{保険等で補てんされた額}) - 10\text{万円} \quad (\text{所得が200万円未満の人は所得の5\%})$$

③社会保険等から補てんされる高額療養費などや、生命保険等から給付される入院給付金などは、支払った医療費から差し引きます。

いものがあります。